

## 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
[REDACTED]  
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 あま市福祉事務所長

審査請求人が平成 30 年 2 月 5 日付けで提起した処分庁による平成 30 年 1 月 5 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

### 主 文

原処分を取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 請求人は、平成 21 年 9 月 15 日から現住所で生活保護を受給している。
- 2 平成 27 年 3 月 25 日、処分庁は請求人の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）が 3 級から 2 級に変更となったこと及び、精神手帳が発行された医師の診断書の写しにて障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過していることを確認し、翌 4 月から障害者加算イを認定した。
- 3 平成 28 年 11 月 16 日、請求人は処分庁に、年金事務所の発行した平成 28 年 11 月 11 日付け「国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ」（不支給決定通知書）の写しを提出した。

この通知により国民年金法施行令別表の 2 級に該当する障害があるとは認められないことが判明したため、本来であれば処分庁は平成 28 年 12 月から障害者加算イの認定を取り消す必要があったが、失念し、誤って認定し続けていた。

- 4 平成 29 年 2 月 23 日、請求人は処分庁職員に対し、精神手帳が更新された通知が届いたと申告した。
- 5 平成 29 年 10 月 25 日、処分庁職員が翌月に支給する保護費を計算している際に、本来は平成 28 年 12 月から取り消すべき障害者加算イを認定し続けていることを発見した。

処分庁は、障害者加算を削除する保護変更処分を決定し、請求人あて同日付け 29 あ社第 1-3586 号保護決定（変更）通知書にて通知した。

- 6 同年11月16日、処分庁職員が請求人居宅を訪問し、障害者加算イを削除する保護変更処分に至った経緯について資料を用いて説明するとともに、処分庁の過誤により生活保護費の過支給がなされたことを謝罪した。  
同時に、請求人世帯の資産や収入の状況、過支給となった保護金品の使用の状況及び生活実態の聴取を行った。
- 7 処分庁は、29あ社第1-3586号保護決定(変更)通知書について変更決定理由の不備を理由に自ら処分の取消しを行い、平成29年12月1日、請求人あてに平成29年10月25日付け29あ社第1-3920号保護決定(変更)通知書を交付した。  
同時に、請求人世帯の資産や収入の状況、過支給となった保護金品の使用の状況及び生活実態の聴取を再度行うとともに、生活を著しく圧迫しない程度の金額で分割納付することが可能である旨説明を行った。
- 8 平成29年12月18日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、返還対象となる資力を平成28年12月から平成29年10月までの障害者加算計165,990円とし、自立更生費として46,830円を控除し、119,160円を返還させることを決定した。
- 9 平成30年1月5日、処分庁は原処分を決定し、請求人に通知した。
- 10 平成30年2月5日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

原処分を取り消す旨の裁決を求める。

- (1) 返還決定がなされた119,160円は、過誤払い分の165,990円から46,830円を控除したものである。その内訳は、過去の火災保険料15,270円、賃貸不動産料10,000円、移送費(通院交通費)21,560円である。これらはいずれも、審査請求人が本来受け取れるはずだったものを控除するものであるから、原処分は過誤払い分を実質的に全額返還請求するものである。

しかし、本件における過誤払いは、あま市が、審査請求人の障害者加算の削除をすべきと判断する状況を平成28年11月の時点で認識していたにも関わらず、平成29年10月分まで支給していたというものである。本件過誤払いの落ち度はあま市にあるのであり、審査請求人には何ら落ち度がないものである。このような過誤払いについて、審査請求人に対してその負担を求めることは極めて不当である。

- (2) 収入増が明らかになったために保護費の額を遡及変更して過誤分を返還させるべき場合、遡及変更の限度は2ヶ月程度とする考え方があり。これは、行政処分には行政処分そのもの及び被処分者にとっての安定性が求められるため、長期間の遡及変更は妥当でないと考えられることがその理由である。そして、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通

知。以下「局長通知」という。)第10の2の(8)には、返納額について、「確認月及びその前月までの分に限る」と限定されており、せいぜい2か月分までの返納を求めうるに過ぎないとされている。

このような考え方からすれば、原処分が11か月分を遡及して返納すべきとすることはあまりにも多額に過ぎ、裁量処分であることを考慮しても、不当な決定であることは明らかである。

- (3) 職員の過誤による過支給が生じた場合の生活保護63条に基づく返還額の決定について判決のあった「東京地判平成29年2月1日判決」では、損害の公平な分担という見地から、少なくとも生活保護受給者に全部の負担を負わせるべきでない旨を述べている。

本件においても、審査請求人に対する165,990円の過誤払いは専らあま市福祉事務所職員の帰責性によるものであり、審査請求人には何ら落ち度がない。それにも関わらず、審査請求人に対して本件過払い額について全額負担させるのは、損害の公平な分担の見地から明らかに公平性を欠く。

- (4) 本件過誤払いについての責任の所在を全く考慮に入れず、実質的に審査請求人に対して全額の返還決定をしたことは、生活保護法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められ、あま市福祉事務所長に与えられた裁量権を逸脱しこれを濫用したものとして、違法である。

## 2 処分庁の主張

本件審査請求の棄却を求める。

- (1) 収入増が明らかになったために保護費の額を遡及変更して過誤分を返還させるべき場合、遡及変更の限度は2ヶ月程度とする考え方があるのは、3ヶ月以上の遡及変更が必要な場合には、別途法第63条により返還させることを前提としたもので、このことは、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長問答」という。)問13-2の(答)3のアに「この取扱いが認められるのは、確認月からその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。(後略)」とあることから明らかであり、何ら不当なものではない。
- (2) 法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定したものであるが、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解されるのが通説である。原処分は、問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課

長通知)の規定に従い、請求人に対して資産や収入の状況、過支給となった保護金品の使用の状況及び生活実態の聴取を行いその控除額を決定しており、結果として要返還額から控除した額が、保護変更申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額にとどまっただけであり、かつ、生活を圧迫しない程度の金額で分割納付することも可能である旨説明を行った上で請求人が処分庁に提出した履行延期申請書に基づく分割返還を承認していることから請求人世帯の自立を著しく阻害するものではない。

- (3) なお、問答集問 13-4「戻入又は返還の適用」によると「扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合」に「発見月からその前々月の分であっても法第 63 条の規定による返還として決定しても差し支えない。」とされており、原処分は、当該課支給を処分庁が認識した平成 29 年 10 月からその前々月までの 3 か月分も含めて法第 63 条に基づく返還決定を行ったものである。

よって、原処分は何ら違法・不当なものではない。

## 理 由

### 1 本件に係る関係法令等の規定について

(1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

(2) 局長通知第 10 の 2 の (8) では「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は (中略)、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額 (確認月からその前々月までの分に限る。) を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と規定されている。

(3) 課長問答では、問 13-2 答 3「収入の増減が明らかとなった場合の取扱い」において「既に支給した保護費の一部 (場合によっては全部) を返還させるべき場合は、局第 10 の 2 の (8) により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整できる。」とされており、さらに留意する点として、「ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第 63 条により処理すべきである。」とされている。

また、課長問答 13-4 の答では、「発見月からその前々月の分であっても法第 63 条の規定による返還として決定しても差し支えない」とされている。

(4) 「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。)  
4において、精神手帳により障害者加算を認定した場合について、「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。」とされている。

## 2 原処分 の 適法性 について

### (1) 法第63条適用の可否について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

また資力があるにもかかわらず、資力がないものと誤認して保護を決定した場合あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合にも、同様に法第63条が適用されることとなる。

保護費の過払いの期間が課長問答問13-2答3に示す期間を超えている場合は、課長問答問13-4に従い、過払いされた保護費相当額を法63条にいう「資力」に該当するとして、返還を求めることとなる。

原処分は、処分庁が障害者加算を誤って認定したため、結果として不当に高額 of 扶助費が支払われたと判断し、本来請求人に対して支給されるべきではない保護費の返還を求めたものであるから、請求人の落ち度の有無にかかわらず、処分庁が本件において法第63条の適用をすること自体には違法又は不当な点は認められない。

### (2) 返還額の決定について

原処分では、返還対象となる資力を平成28年12月から平成29年10月までの障害者加算計165,990円と認定し、そこから火災保険料、賃貸住宅の契約更新料及び通院交通費計46,830円を自立更生費として控除して返還額を119,160円と決定しているが、処分庁は、少なくとも平成29年2月23日には、請求人にかかる精神手帳が2級のまま更新されている事実を知り得る状態にあったことが認められる。上記1(4)記載の加算認定通知によれば「再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者

加算等の認定を行う」ことが求められるのであるが、処分庁が更新された精神手帳について、その等級を確認し、精神手帳に基づく障害者加算の認定について検討した事実は認められない。

にもかかわらず、上記の計算により返還額を 119,160 円と決定したことは、考慮すべき事情を考慮しておらず、適切であったとは言えない。

(3) その他

原処分の決定通知書には、加算の削除の根拠として保護の基準及び「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知)が示されているが、加算の削除に関する根拠としては加算認定通知がより適切であることを申し添える。

3 結論

以上のとおり、原処分には、考慮すべき事情を考慮せずに行われたという瑕疵があり、法令等に基づき適正に行われたものであるとは認められないことから、本件審査請求には理由があり、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 31 年 2 月 4 日

愛知県知事 大村 秀

